

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和3年5月10日

堺市議会議長 宮本 恵子 様

議員氏名 淵上 猛志



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和2年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270,000円×12カ月=3,240,000円
2 その他	112,748	自己資金
収 入 合 計	3,352,748	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調査研究費	7,710	7,710	
研修費	0	0	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	42,951	42,951	
広報・広聴費	2,166,979	2,166,979	
人件費	604,616	604,616	
事務・事務所費	530,492	417,744	
支 出 合 計	3,352,748	3,240,000	

様式第14号（第7条関係）

令和2年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 瀬上 猛志

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【広報・広聴費】 議会活動報告の作成・配布	4月、7月、9月、 12月	議会活動の報告、市民意見の聴取を行うため、議会活動報告の20号～23号を作成した。これらを、業者およびボランティアスタッフによるポスティングと街頭配布、郵送での配布も行った。
【事務・事務所費】 事務所の設置	4月1日～ 3月31日	堺市政に関する調査研究、市民意見の聴取、市民相談の場として、堺区新町2-4において事務所を借り上げた。
【資料購入費】 書籍の購入	8月、9月、10月	議員としての見識を広げるために、書籍を購入し、議会に生かすなどした。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 湧上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
4/6	1		17,154	-17,154	議会活動報告20号印刷代	⑦	
4/7	2		25,350	-42,504	事務員給与 ()月)	⑧	
4/7	3		33,975	-76,479	事務員給与 ()3月)	⑧	
4/9	4		91,332	-167,811	議会活動報告20号印刷代	⑦	
4/10	5		200	-168,011	駐車代 市政相談 (利晶の杜)	⑦	
4/10	6		1,710	-169,721	ガソリン代	⑦	
4/10		810,000		640,279	政務活動費4-6月分受け入れ		
4/15	7		3,542	636,737	事務所ネット通信費	⑨	
4/23	8		1,650	635,087	事務所コピー機コピー代	⑨	
4/28	9		17,315	617,772	議会活動報告20号区内郵送代	⑦	
4/30	10		11,007	606,765	議会活動報告20号印刷代 (コロナ追加)	⑦	
月 計		810,000	203,235				
累 計		810,000	203,235	606,765			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 淵上 猛志

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5/1	11		200	606,565	駐車代 市政相談 (利晶の杜)	⑦	
5/5	12		19,044	587,521	議会活動報告20号印刷代 (コロナ追加)	⑦	
5/10	13		360	587,161	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
5/11	14		3,461	583,700	事務所電気代 (4月分)	⑨	
5/14	15		10,020	573,680	事務員給与 (4月分)	⑧	
5/14	16		9,460	564,220	事務員休業補償 (4月分)	⑧	
5/14	17		10,462	553,758	事務員給与 (4月分)	⑧	
5/14	18		5,100	548,658	事務員休業補償 (4月分)	⑧	
5/15	19		360	548,298	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
5/15	20		91,332	456,966	議会活動報告20号印刷代	⑦	
5/17	21		1,796	455,170	ガソリン代	⑦	
5/19	22		360	454,810	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
5/21	23		3,061	451,749	事務所ネット通信費	⑨	
5/24	24		360	451,389	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
5/25	25		5,721	445,668	事務所コピー機コピー代	⑨	
5/26	26		360	445,308	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
5/27	27		396	444,912	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
5/28	28		2,734	442,178	事務所電気代 (5月分)	⑨	
月 計			164,587				
累 計		810,000	367,822	442,178			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 淵上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
6/1	29		43,659	398,519	議会活動報告第20号印刷代	⑦	
6/10	30		16,987	381,532	事務員給与 (5月分)	⑧	
6/10	31		2,703	378,829	事務員休業補償 (5月分)	⑧	
6/10	32		9,180	369,649	事務員給与 (5月分)	⑧	
6/10	33		5,482	364,167	事務員休業補償 (5月分)	⑧	
6/14	34		1,859	362,308	ガソリン代	⑦	
6/17	35		396	361,912	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
6/18	36		3,058	358,854	事務所ネット通信費	⑨	
6/23	37		1,830	357,024	事務所コピー機コピー代	⑨	
6/24	38		3,395	353,629	事務所電気代 (6月分)	⑨	
6/30	39		74,250	279,379	事務所家賃 (7~9月分)	⑨	
6/30	40		28,350	251,029	事務所駐車場賃料 (7~9月分)	⑨	
月 計		0	191,149				
累 計		810,000	558,971	251,029			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 瀧上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7/7	41		9,504	241,525	事務所コピー機再リース料	⑨	
7/8	42		39,877	201,648	事務員給与 (6月分)	⑧	
7/10		810,000		1,011,648	政務活動費7-9月分受け入れ		
7/20	43		3,125	1,008,523	事務所ネット通信費	⑨	
7/21	44		300	1,008,223	金剛学園見学時の駐車代	①	
7/27	45		1,650	1,006,573	事務所コピー機コピー代	⑨	
7/28	46		82,809	923,764	議会活動報告21号印刷代	⑦	
7/30	47		3,745	920,019	事務所電気代 (7月分)	⑨	
7/30	48		17,154	902,865	議会活動報告21号印刷代	⑦	
7/30	49		200	902,665	駐車代 市政相談	⑦	
月 計		810,000	158,364				
累 計		1,620,000	717,335	902,665			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 淵上 猛志

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8/1	50		1,689	900,976	ガソリン代	⑦	
8/1	51		300	900,676	駐車代 市政相談	⑦	
8/5	52		91,332	809,344	議会活動報告21号印刷代	⑦	
8/5	53		33,720	775,624	事務員給与 (7月分)	⑧	
8/6	54		16,632	758,992	長3封筒代	⑦	
8/6	55		63,126	695,866	議会活動報告21号印刷代	⑦	
8/7	56		10,462	685,404	事務員給与 (7月分)	⑧	
8/12	57		127,861	557,543	議会活動報告21号郵送代	⑦	
8/12	58		500	557,043	駐車代 市政相談	⑦	
8/15	59		792	556,251	「昭和16年夏の敗戦」書籍代	⑥	
8/15	60		2,000	554,251	「学校をおもしろくする思考法」書籍代	⑥	
8/15	61		1,000	553,251	「教師崩壊」書籍代	⑥	
8/15	62		840	552,411	セミナー参加の交通費	①	
8/17	63		180	552,231	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
	64				廃番		
8/21	65		3,054	549,177	事務所ネット通信費	⑨	
8/23	66		200	548,977	駐車代 (大仙公園・現地視察)	①	
8/24	67		2,946	546,031	事務所コピー機コピー代	⑨	
8/24	68		2,087	543,944	ガソリン代	⑦	
8/24	69		180	543,764	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
8/27	70		90	543,674	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
8/28	71		3,830	539,844	朝日新聞代	⑥	
8/31	72		4,522	535,322	事務所電気代 (8月分)	⑨	
月 計			367,343				
累 計		1,620,000	1,084,678	535,322			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 淵上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
9/3	73		180	535,142	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
9/8	74		198	534,944	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
9/10	75		23,782	511,162	事務員給与（ 月分）	⑧	
9/10	76		20,925	490,237	事務員給与（ 月分）	⑧	
9/11	77		360	489,877	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
9/13	78		500	489,377	「子どもの心の声を聴く」書籍代	⑥	
9/17	79		1,576	487,801	ガソリン代	⑦	
9/18	80		3,197	484,604	事務所ネット通信費	⑨	
9/23	81		4,279	480,325	事務所電気代（9月分）	⑨	
9/23	82		2,283	478,042	事務所コピー機コピー代	⑨	
9/27	83		3,830	474,212	朝日新聞代	⑥	
9/29	84		28,350	445,862	事務所駐車場賃料（10月～12月）	⑨	
9/30	85		74,250	371,612	事務所家賃（10月～12月）	⑨	
月 計			163,710				
累 計		1,620,000	1,248,388	371,612			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 涇上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
10/2	86		5,019	366,593	「ロヒンギヤ差別の脱屠」、「政治部不信」、「安倍、菅、維新。8年間のウソを暴く」書籍代	⑥	
10/5	87		20,646	345,947	議会活動報告22号印刷代	⑦	
10/5	88		80,181	265,766	議会活動報告22号印刷代	⑦	
10/7	89		1,664	264,102	ガソリン代	⑦	
10/9	90		133,650	130,452	議会活動報告21号配布代	⑦	
10/9	91		3,090	127,362	都構想反対呼びかけビラ印刷代	⑦	
10/9		810,000		937,362	政務活動費10-12月分受け入れ		
10/12	92		14,784	922,578	議会活動報告22号長3封筒代	⑦	
10/12	93		33,975	888,603	事務員給与 (10月分)	⑧	
10/12	94		33,982	854,621	事務員給与 (11月分)	⑧	
10/13	95		118,718	735,903	議会活動報告22号郵送代	⑦	
10/14	96		63,126	672,777	議会活動報告22号印刷代	⑦	
10/14	97		91,332	581,445	議会活動報告22号印刷代	⑦	
10/19	98		198	581,247	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
10/19	99		2,939	578,308	事務所ネット通信費	⑨	
10/20	100		360	577,948	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
10/23	101		4,126	573,822	事務所コピー機コピー代	⑨	
10/25	102		540	573,282	交通費（市政報告会）	⑦	
10/27	103		180	573,102	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
10/27	104		180	572,922	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
10/28	105		3,703	569,219	事務所電気代（10月分）	⑨	
10/28	106		3,830	565,389	朝日新聞代	⑥	
月 計		810,000	616,223				
累 計		2,430,000	1,864,611	565,389			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 湧上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
11/3	107		200	565,189	駐車代 市政相談	⑦	
11/5	108		1,195	563,994	ガソリン代	⑦	
11/9	109		574	563,420	マイク用電池	⑦	
11/11	110		1,683	561,737	ガソリン代	⑦	
11/11	111		39,877	521,860	事務員給与 (11月分)	⑧	
11/11	112		13,567	508,293	事務員給与 (11月分)	⑧	
11/12	113		180	508,113	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
11/17	114		90	508,023	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
11/19	115		180	507,843	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
11/20	116		300	507,543	子ども家庭相談室年次報告会の資料代	⑥	
11/20	117		400	507,143	子ども家庭相談室年次報告会参加時の駐車代	①	
11/21	118		1,600	505,543	「子どもの人権・反差別・平和を考えるはらっば」書籍代	⑥	
11/24	119		3,535	502,008	事務所電気代 (11月分)	⑨	
11/24	120		2,462	499,546	事務所コピー機コピー代	⑨	
11/26	121		2,541	497,005	名刺印刷代	⑦	
11/27	122		1,100	495,905	「世界史の中の昭和史」書籍代	⑥	
11/27	123		760	495,145	南区役所視察時の交通費	①	
11/28	124		880	494,265	ヘレンケラー財団平和寮視察時の交通費	①	
11/28	125		1,600	492,665	さかい利品の杜視察時の自転車タクシー代	①	
11/30	126		3,167	489,498	事務所ネット通信費	⑨	
11/30	127		3,830	485,668	朝日新聞代	⑥	
11/30	128		198	485,470	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
月 計			79,919				
累 計		2,430,000	1,944,530	485,470			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 湧上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
12/4	129		36,522	448,948	事務員給与 (1月分)	⑧	
12/16	130		28,350	420,598	事務所駐車場賃料 (1月～3月)	⑨	
12/16	131		74,250	346,348	事務所家賃 (1月～3月)	⑨	
12/16	132		3,064	343,284	事務所ネット通信費	⑨	
12/16	133		10,278	333,006	議会活動報告23号の郵送ラベル代	⑦	
12/21	134		128,700	204,306	議会活動報告22号配布代	⑦	
12/22	135		42,678	161,628	議会活動報告23号印刷代	⑦	
12/23	136		1,650	159,978	事務所コピー機コピー代	⑨	
12/23	137		1,753	158,225	ガソリン代	⑦	
12/25	138		3,830	154,395	朝日新聞代	⑥	
12/29	139		4,129	150,266	事務所電気代 (12月分)	⑨	
12/31	140		367,270	-217,004	議会活動報告23号郵送代	⑦	
月 計			702,474				
累 計		2,430,000	2,647,004	-217,004			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 渕上 猛志

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
1/4	141		1,300	-218,304	子どもの権利侵害年次報告会出席時のETC代	①	
1/7	142		6,930	-225,234	議会活動報告23号新春号一筆印刷代	⑦	
1/7	143		45,045	-270,279	議会活動報告23号郵送用長3封筒代	⑦	
1/7	144		91,332	-361,611	議会活動報告23号印刷代	⑦	
1/8		810,000		448,389	政務活動費1-3月分受け入れ		
1/12	145		60,498	387,891	議会活動報告23号印刷代	⑦	
1/12	146		36,952	350,939	事務員給与 (12月分)	⑧	
1/13	147		39,885	311,054	事務員給与 (12月分)	⑧	
1/13	148		65,754	245,300	議会活動報告23号印刷代	⑦	
1/15	149		5,139	240,161	議会活動報告23号郵送ラベル代	⑦	
1/18	150		2,991	237,170	事務所ネット通信費	⑨	
1/25	151		1,650	235,520	事務所コピー機コピー代	⑨	
1/29	152		4,928	230,592	事務所電気代 (1月分)	⑨	
1/30	153		360	230,232	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
1/31	154		3,830	226,402	朝日新聞代	⑥	
月 計		810,000	366,594				
累 計		3,240,000	3,013,598	226,402			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 湧上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2/6	155		1,711	224,691	ガソリン代	⑦	
2/16	156		23,782	200,909	事務員給与 (1月分)	⑧	
2/17	157		150	200,759	図書館資料複写代	①	
2/18	158		100	200,659	ホームページ改変打ち合わせ時の駐車場代	⑦	
2/18	159		27,900	172,759	事務員給与 (1月分)	⑧	
2/19	160		2,900	169,859	事務所ネット通信費	⑨	
2/20	161		600	169,259	市民学習会参加時の駐車場代	①	
2/21	162		396	168,863	駐車場代 (議会活動報告配布)	⑦	
2/22	163		4,532	164,331	事務所電気代 (2月分)	⑨	
2/23	164		3,830	160,501	朝日新聞代	⑥	
2/24	165		1,650	158,851	事務所コピー機コピー代	⑨	
月 計			67,551				
累 計		3,240,000	3,081,149	158,851			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 洲上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
3/7	166		160	158,691	入場券代	①	
3/8	167		30,622	128,069	事務員給与 (2月分)	⑧	
3/9	168		30,067	98,002	事務員給与 (2月分)	⑧	
3/9	169		90	97,912	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
3/12	170		270	97,642	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
3/12	171		180	97,462	ボランティアスタッフの駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
3/15	172		198	97,264	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
3/16	173		180	97,084	駐車代 (議会活動報告配布)	⑦	
3/19	174		28,350	68,734	事務所駐車場賃料 (4月～6月)	⑨	
3/19	175		95,040	-26,306	議会活動報告23号配布代	⑦	
3/20	176		520	-26,826	教育改革フォーラム参加時の交通費	①	
3/23	177		74,250	-101,076	事務所家賃 (4月～6月)	⑨	
3/23	178		1,650	-102,726	事務所コピー機コピー代	⑨	
3/24	179		4,259	-106,985	事務所電気代 (3月分)	⑨	
3/24	180		1,933	-108,918	ガソリン代	⑦	
3/30	181		3,830	-112,748	朝日新聞代	⑥	
月 計			271,599				
累 計		3,240,000	3,352,748	-112,748			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 **澁川猛**

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2019年 10月 1日 ~ 2020年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	12.5時間 / 週 (1日 6.25時間 × 2日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1020 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25時間</u> (週勤務時間数) 12.5時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考	交通費支給 ([REDACTED] ~ 堺東 往復420円)		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2019年 10月 1日から 2020年 3月 31日まで	
就業場所	堺市堺区新町2-4 小山電ビル2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 30分から 午前・午後 4時 30分まで (うち休憩時間は午後0時から午後0時45分まで)	
休 日	平日2日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)	
給与(賃金)	時給 1020円	
給与支払	毎月月末締め切り、翌10日払い	
給与振込先	現金手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
2019年10月1日		
雇用者	[Signature: 湊上 猛志]	[Redacted Seal]
被雇用者	[REDACTED]	[Redacted Seal]

参考様式第1号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

剌上猛志

ふりがな	[Redacted]	
被雇用者の氏名	[Redacted]	
生年月日	[Redacted]	
住所	〒 [Redacted] 堺市 [Redacted]	
雇用期間 (雇用開始日)	2020年 4月 1日 ~ 2021年 3月 31日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)	
勤務時間数	12.5時間 / 週 (1日 6.25時間 × 2日 / 週)	
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1020 円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動	
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25時間 (週勤務時間数) 12.5時間
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。	
備考	交通費支給 ([Redacted] ~ 堺東 往復420円)	

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

参考様式第2号

雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日
氏 名	[Redacted]	[Redacted]
現 住 所	堺市 [Redacted]	TEL [Redacted]

下記の条件で契約します。

雇用期間	2020年 4月 1日から 2021年 3月 31日まで
就業場所	堺市堺区新町2-4 小山電ビル2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 30分から 午前・午後 4時 30分まで (うち休憩時間は午後0時から午後0時45分まで)
休 日	平日2日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)
給与(賃金)	時給 1020円
給与支払	毎月月末締め切り、翌10日払い
給与振込先	現金手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

2020年4月 / 日

雇用者

淡上 猛志



被雇用者

[Redacted]



参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 3 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	火					
4	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火					
11	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火					
18	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	金					
21	土					
22	日					
23	月					
24	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
25	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	木					
27	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	土					
29	日					
30	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
31	火					
合計				62:30	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 4 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	木					
3	金					
4	土					
5	日					
6	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
7	火					
8	水					
9	木	11:00	13:00	02:00		
10	金					
11	土					
12	日					
13	月					
14	火					
15	水					
16	木					
17	金					
18	土					
19	日					
20	月	10:30	14:00	03:30		
21	火					
22	水					
23	木					
24	金					
25	土					
26	日					
27	月					
28	火					
29	水					
30	木					
31	金					
合計				18:00	0:00	
出勤日数				4		



参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 5 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金			00:00		
2	土			00:00		
3	日			00:00		
4	月			00:00		
5	火			00:00		
6	水			00:00		
7	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	金			00:00		
9	土			00:00		
10	日			00:00		
11	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	火			00:00		
13	水			00:00		
14	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
15	金			00:00		
16	土			00:00		
17	日			00:00		
18	月			00:00		
19	火			00:00		
20	水			00:00		
21	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
22	金			00:00		
23	土			00:00		
24	日			00:00		
25	月			00:00		
26	火			00:00		
27	水			00:00		
28	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	金			00:00		
30	土			00:00		
31	日			00:00		
合計				31:15	0:00	
出勤日数				5		



参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 6 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	水			00:00		
4	木			00:00		
5	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
6	土			00:00		
7	日			00:00		
8	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	火			00:00		
10	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	木			00:00		
12	金	09:30	16:30	05:00		休憩2時間
13	土			00:00		
14	日			00:00		
15	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
16	火			00:00		
17	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
18	木			00:00		
19	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	土			00:00		
21	日			00:00		
22	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	火			00:00		
24	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
25	木			00:00		
26	金			00:00		
27	土			00:00		
28	日			00:00		
29	月	09:30	16:00	05:45		休憩45分
30	火			00:00		
合計				73:15		
出勤日数				12日		



参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 7 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	木			00:00		
3	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	土			00:00		
5	日			00:00		
6	月			00:00		
7	火			00:00		
8	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	金			00:00		
11	土			00:00		
12	日			00:00		
13	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
14	火			00:00		
15	水			00:00		
16	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	金			00:00		
18	土			00:00		
19	日			00:00		
20	月			00:00		
21	火			00:00		
22	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	木			00:00		
24	金			00:00		
25	土			00:00		
26	日			00:00		
27	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	火			00:00		
29	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
30	木	09:30	16:00	05:45		休憩45分
31	金			00:00		
合計				62:00:00	0:00	
出勤日数				10日		

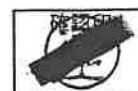


参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 8 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土			00:00		
2	日			00:00		
3	月			00:00		
4	火			00:00		
5	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
6	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
7	金			00:00		
8	土			00:00		
9	日			00:00		
10	月			00:00		
11	火			00:00		
12	水			00:00		
13	木			00:00		
14	金			00:00		
15	土			00:00		
16	日			00:00		
17	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
18	火			00:00		
19	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
21	金			00:00		
22	土			00:00		
23	日			00:00		
24	月			00:00		
25	火			00:00		
26	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	金			00:00		
29	土			00:00		
30	日			00:00		
31	月			00:00		
合計				43:45	0:00	
出勤日数				7日		



参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 9 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火			00:00		
2	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	木			00:00		
4	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	土			00:00		
6	日			00:00		
7	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	木			00:00		
11	金			00:00		
12	土			00:00		
13	日			00:00		
14	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
15	火			00:00		
16	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	木			00:00		
18	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	土			00:00		
20	日			00:00		
21	月			00:00		
22	火			00:00		
23	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
24	木			00:00		
25	金			00:00		
26	土			00:00		
27	日			00:00		
28	月			00:00		
29	火			00:00		
30	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
				00:00		
合計				62:30	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 10 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木			00:00		
2	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	土			00:00		
4	日			00:00		
5	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
6	火			00:00		
7	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	木			00:00		
9	金			00:00		
10	土			00:00		
11	日			00:00		
12	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
14	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
15	木			00:00		
16	金			00:00		
17	土			00:00		
18	日			00:00		
19	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
21	水			00:00		
22	木	09:30	16:00	05:45		休憩45分
23	金			00:00		
24	土			00:00		
25	日			00:00		
26	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	火			00:00		
28	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	木	09:30	16:30	05:00		休憩120分
30	金			00:00		
31	土			00:00		
合計				73:15	0:00	
出勤日数				12		



参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 11 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日			00:00		
2	月			00:00		
3	火			00:00		
4	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
6	金			00:00		
7	土			00:00		
8	日			00:00		
9	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	火			00:00		
11	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	木			00:00		
13	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
14	土			00:00		
15	日			00:00		
16	月	09:30	15:30	05:15		休憩45分
17	火			00:00		
18	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	木			00:00		
20	金	09:30	16:30	05:50		休憩70分
21	土			00:00		
22	日			00:00		
23	月			00:00		
24	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
25	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	木			00:00		
27	金			00:00		
28	土			00:00		
29	日			00:00		
30	月	09:30	16:30	06:00		休憩60分
合計				67:05	0:00	
出勤日数				11		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火			00:00		
2	水			00:00		
3	木			00:00		
4	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	土			00:00		
6	日			00:00		
7	月			00:00		
8	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	木			00:00		
11	金			00:00		
12	土			00:00		
13	日			00:00		
14	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
15	火			00:00		
16	水	09:30	16:00	05:45		休憩45分
17	木			06:15		有給
18	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	土			00:00		
20	日			00:00		
21	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
22	火			06:15		有給
23	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
24	木			06:15		有給
25	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	土			00:00		
27	日			00:00		
28	月			00:00		
29	火			00:00		
30	水			00:00		
31	木			00:00		
合計				74:30	0:00	
出勤日数						9



参考様式第5号

出勤簿 (2021 年 1 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金			00:00		
2	土			00:00		
3	日			00:00		
4	月			00:00		
5	火			00:00		
6	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
7	木			00:00		
8	金			00:00		
9	土			00:00		
10	日			00:00		
11	月			00:00		
12	火			00:00		
13	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
14	木			00:00		
15	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
16	土			00:00		
17	日			00:00		
18	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	火			00:00		
20	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
21	木			00:00		
22	金			00:00		
23	土			00:00		
24	日			00:00		
25	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	火			00:00		
27	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	木			00:00		
29	金			00:00		
30	土			00:00		
31	日			00:00		
合計				43:45	0:00	
出勤日数				7		



参考様式第5号

出勤簿 (2021 年 2 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月			00:00		
2	火			00:00		
3	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	木			00:00		
5	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
6	土			00:00		
7	日			00:00		
8	月	09:30	15:30	05:15		休憩45分
9	火			00:00		
10	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	木			00:00		
12	金			00:00		
13	土			00:00		
14	日			00:00		
15	月			00:00		
16	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
18	木			00:00		
19	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	土			00:00		
21	日			00:00		
22	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	火			00:00		
24	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
25	木			00:00		
26	金			00:00		
27	土			00:00		
28	日			00:00		
				00:00		
				00:00		
				00:00		
合計				55:15	0:00	
出勤日数				9		



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 **刈上 猛 夫**

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2019年 10月 1日 ~ 2020年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	12.5時間 / 週 (1日 6.25時間 × 2日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1020 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25時間</u> (週勤務時間数) 12.5時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	交通費支給 [REDACTED] ~ 堺東 往復600円		









※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市中央区 	TEL 
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2019年 10月 1日から 2020年 3月 31日まで	
就業場所	堺市堺区新町2-4 小山電ビル 2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 30分から 午前・午後 4時 30分まで (うち休憩時間は午後0時から午後0時45分まで)	
休 日	平日2日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)	
給与(賃金)	時給 1020円	
給与支払	毎月月末締め切り、翌10日払い	
給与振込先	現金手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">2019年10月1日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 淡上 猛志 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者  </p>		

参考様式第1号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 派と猛志

ふりがな	[Redacted]	
被雇用者の氏名	[Redacted]	
生年月日	[Redacted]	
住 所	〒 [Redacted] 堺市 中区 [Redacted]	
雇用期間 (雇用開始日)	2020年 4月 1日 ~ 2021年 3月 31日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)	
勤務時間数	12.5時間 / 週 (1日 6.25 時間 × 2日 / 週)	
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1020 円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動	
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25 時間 (週勤務時間数) 12.5 時間
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。	
備 考	交通費支給 ([Redacted] ~ 堺東 往復600円)	

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。



※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

参考様式第 2 号

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]		[REDACTED]
現 住 所	堺市中央区 [REDACTED]	TEL	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2020年 4月 1日から 2021年 3月 31日まで		
就業場所	堺市堺区新町 2-4 小山電ビル 2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所		
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務		
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 30分から 午前・午後 4時 30分まで (うち休憩時間は午後 0時から午後 0時 45分まで)		
休 日	平日 2日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)		
給与 (賃金)	時給 1020 円		
給与支払	毎月月末締め切り、翌 10 日払い		
給与振込先	現金手渡し		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。			
2020年 4月 / 日			
雇用者	湊上 猛志		
被雇用者	[REDACTED]		

参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 3 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火	10:00	16:30	05:45		休憩45分
4	水					
5	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	水					
12	木					
13	金	09:30	14:30	04:30		休憩30分
14	土					
15	日					
16	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	火	11:00	16:30	05:30		
18	水					
19	木					
20	金					
21	土					
22	日					
23	月					
24	火					
25	水					
26	木	09:30	15:30	05:15		休憩45分
27	金					
28	土					
29	日					
30	月					
31	火	10:30	16:30	05:15		休憩45分
合計				45:00	0:00	
出勤日数				8		



参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 4 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水			00:00		
2	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	土			00:00		
5	日			00:00		
6	月			00:00		
7	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	水			00:00		
9	木			00:00		
10	金			00:00		
11	土			00:00		
12	日			00:00		
13	月			00:00		
14	火			00:00		
15	水			00:00		
16	木			00:00		
17	金			00:00		
18	土			00:00		
19	日			00:00		
20	月			00:00		
21	火			00:00		
22	水			00:00		
23	木			00:00		
24	金			00:00		
25	土			00:00		
26	日			00:00		
27	月			00:00		
28	火			00:00		
29	水			00:00		
30	木			00:00		
				00:00		
合計				18:45	0:00	
出勤日数				3		



参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 5 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金			00:00		
2	土			00:00		
3	日			00:00		
4	月			00:00		
5	火			00:00		
6	水			00:00		
7	木			00:00		
8	金			00:00		
9	土			00:00		
10	日			00:00		
11	月	10:00	12:00	02:00		
12	火			00:00		
13	水			00:00		
14	木	11:00	13:00	02:00		
15	金	14:00	16:00	02:00		
16	土			00:00		
17	日			00:00		
18	月	15:00	17:00	02:00		
19	火			00:00		
20	水			00:00		
21	木	10:00	13:00	03:00		
22	金	14:00	16:00	02:00		
23	土			00:00		
24	日	13:00	16:00	03:00		
25	月	14:00	16:00	02:00		
26	火			00:00		
27	水			00:00		
28	木			00:00		
29	金			00:00		
30	土			00:00		
31	日			00:00		
合計				18:00	0:00	
出勤日数				8		



参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 7 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水			00:00		
2	木			00:00		
3	金			00:00		
4	土			00:00		
5	日			00:00		
6	月			00:00		
7	火			00:00		
8	水			00:00		
9	木			00:00		
10	金			00:00		
11	土			00:00		
12	日			00:00		
13	月			00:00		
14	火	09:30	16:30	06:15		0:45
15	水	09:30	16:30	06:15		0:45
16	木			00:00		
17	金			00:00		
18	土			00:00		
19	日			00:00		
20	月	09:30	16:30	06:15		0:45
21	火			00:00		
22	水			00:00		
23	木			00:00		
24	金			00:00		
25	土			00:00		
26	日			00:00		
27	月			00:00		
28	火			00:00		
29	水			00:00		
30	木			00:00		
31	金			00:00		
合計				18:45	0:00	
出勤日数				3		



参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 8 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土			00:00		
2	日			00:00		
3	月	09:30	16:30	06:15		0:45
4	火			00:00		
5	水			00:00		
6	木			00:00		
7	金	09:30	16:30	06:15		0:45
8	土			00:00		
9	日			00:00		
10	月			00:00		
11	火			00:00		
12	水			00:00		
13	木			00:00		
14	金			00:00		
15	土			00:00		
16	日			00:00		
17	月			00:00		
18	火	09:30	16:30	06:15		0:45
19	水			00:00		
20	木			00:00		
21	金			00:00		
22	土			00:00		
23	日			00:00		
24	月	09:30	16:30	06:15		0:45
25	火	09:30	16:30	06:15		0:45
26	水			00:00		
27	木			00:00		
28	金			00:00		
29	土			00:00		
30	日			00:00		
31	月	09:30	16:30	06:15		0:45
合計				37:30	0:00	
出勤日数				6		



参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 9 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	水			00:00		
3	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	金			00:00		
5	土			00:00		
6	日			00:00		
7	月			00:00		
8	火			00:00		
9	水			00:00		
10	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	金	09:30	15:30	05:15		休憩45分
12	土			00:00		
13	日			00:00		
14	月			00:00		
15	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
16	水			00:00		
17	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
18	金			00:00		
19	土			00:00		
20	日			00:00		
21	月			00:00		
22	火			00:00		
23	水			00:00		
24	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
25	金	09:45	16:30	06:00		休憩45分
26	土			00:00		
27	日			00:00		
28	月	10:00	16:30	05:45		休憩45分
29	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
30	水			00:00		
				00:00		
合計				60:45	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 10 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木			00:00		
2	金			00:00		
3	土			00:00		
4	日			00:00		
5	月			00:00		
6	火			00:00		
7	水			00:00		
8	木	09:45	16:30	06:00		休憩45分
9	金	09:30	16:00	05:45		休憩45分
10	土			00:00		
11	日			00:00		
12	月			00:00		
13	火			00:00		
14	水			00:00		
15	木			00:00		
16	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	土			00:00		
18	日			00:00		
19	月			00:00		
20	火			00:00		
21	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
22	木			00:00		
23	金			00:00		
24	土			00:00		
25	日			00:00		
26	月			00:00		
27	火			00:00		
28	水			00:00		
29	木			00:00		
30	金			00:00		
31	土			00:00		
合計				24:15	0:00	
出勤日数				4		



参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 12 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	水			00:00		
3	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	金			00:00		
5	土			00:00		
6	日			00:00		
7	月	09:30	15:30	05:15		休憩45分
8	火			00:00		
9	水			00:00		
10	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	土			00:00		
13	日			00:00		
14	月			00:00		
15	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
16	水			00:00		
17	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
18	金			00:00		
19	土			00:00		
20	日			00:00		
21	月			00:00		
22	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	水			06:15		有給
24	木			06:15		有給
25	金			06:15		有給
26	土			00:00		
27	日			00:00		
28	月			00:00		
29	火			00:00		
30	水			00:00		
31	木			00:00		
合計				67:45	0:00	
出勤日数				8		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金			00:00		
2	土			00:00		
3	日			00:00		
4	月			00:00		
5	火			00:00		
6	水			00:00		
7	木			00:00		
8	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	土			00:00		
10	日			00:00		
11	月			00:00		
12	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	水			00:00		
14	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
15	金			00:00		
16	土			00:00		
17	日			00:00		
18	月			00:00		
19	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	水			00:00		
21	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
22	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	土			00:00		
24	日			00:00		
25	月			00:00		
26	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	水			00:00		
28	木			00:00		
29	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
30	土			00:00		
31	日			00:00		
合計				50:00	0:00	
出勤日数				8		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	09:30	16:30	06:15 -		休憩45分
2	火	09:30	16:30	06:15 -		休憩45分
3	水			00:00		
4	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	金			00:00		
6	土			00:00		
7	日			00:00		
8	月			00:00		
9	火	09:30	16:30	06:15 ✓		休憩45分
10	水			00:00		
11	木			00:00		
12	金	09:30	16:30	06:15 <		休憩45分
13	土			00:00		
14	日			00:00		
15	月	09:30	16:30	06:15 <		休憩45分
16	火			00:00		
17	水			00:00		
18	木	11:00	16:30	04:45		休憩45分
19	金			00:00		
20	土			00:00		
21	日			00:00		
22	月			00:00		
23	火			00:00		
24	水			00:00		
25	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	土			00:00		
28	日			00:00		
				00:00		
				00:00		
				00:00		
合計				54:45	0:00	
出勤日数				9		



参考様式第3号

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 瀧上猛志

管理責任者 (議員名)	瀧上猛志		
事務所名	ふちがみ猛志を育てる会事務所		
所在地	〒 590-0079 堺市堺区新町 2-4 小山電ビル 2F-A1 TEL 072 (320) 0103		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社小山電気商会)		
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
			<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)
延べ面積	24 m ²	賃借料	月額 49,500 円 (政務活動費充当額 24,750 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	50%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による 月 160 時間のうち 80 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・ 50% <input type="checkbox"/> 水道代・・・ % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 50% <input type="checkbox"/> その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	50%	月額 18,900 円 (政務活動費充当額 9,450 円)
		【所在地】 会館前モータープール (堺市堺区新町 14-8 内 第 号区画)	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書 (事業用)

賃貸人 株式会社 小山電気商会 を甲とし、賃借人 村上 猛志 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市堺区新町36番地・37番地		
住居表示	堺市堺区新町2番4号		
家屋番号	37番	建物種類	店舗・居宅
建物名称	小山電ビル	住戸番号	2F-A1
構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4階建(目的物の所在階数 2階)		
床面積	約24㎡		
施工仕様	内外装仕様現状渡し		
付属設備	共同トイレ・共同給湯室		
付属施設			
付記事項			

※記入例→ 施行仕様……… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工等
 付属設備……… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、○○○機械設備一式等
 付属施設……… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園等

(2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始期および引渡し日	平成 26年 3月 14日 より	2年 間とする
終期	平成 28年 3月 13日 まで	

建物賃貸借契約書
(事業用)

平成 26年 3月 14日

小山電ビル 2F-A1

有限会社 大和エスケー

(3) 賃料、共益費		支払方法	振込による場合
賃料	月額 金30,000円 (税別)	金融機関名	三菱東京UFJ銀行 堺東支店
共益費	月額 金5,000円 (税別)	預金口座番号	普通
		充先名義人	株式会社 小山電気商会
		フリガナ	カフ コヤマデンキショウカイ

(4) 敷金・礼金	礼金	解約時控除金
-----------	----	--------

(5) 賃貸人及び管理人	
賃貸人 (社名・代表者)	住所 〒 590-0079 堺市堺区新町2番4号 株式会社 小山電気商会 TEL 072-221-0025
管理人 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 TEL

(6) 入居者	
賃借人 (本人)	氏名 洲上 猛志 商号・名称・営業種目・職業 竹山おさみ連合後援会 本人との関係 法人の代表者、所長、管理責任者、社員等 事務副次長
	家族又は従業者・社員など本物件建物内入居者(多人数の場合はその他従業者○○名)※記入 (1)人

(7) 連帯保証人	
連帯保証人	住所 堺市 氏名 職業 借主との関係 年齢

II. 契約条項

(目的および用途)

第1条

甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
 2. 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間および引渡し日)

第2条

賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。
 2. 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。

(賃料等)

第3条

賃料および共益費は、標記のとおりとする。
 2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充たされる。
 3. 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。
 4. 1ヵ月に満たない賃料等は、1ヵ月を30日として日割り計算する。
 5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の増減により、土地または建物の価額の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

第4条

乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。
 2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全引渡し返還した場合には、甲は連帯保証人に前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。
 3. 乙は、賃料等の滞り、損害の賠償その他本契約から生じたもので甲に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別に、標記保証金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。
 4. 前項の解約時控除金は、本契約締結に際し、甲金として乙が身担保すべき金員である。乙は返還されないものとする。
 4. 乙は、本契約期間外において、賃料その他の債務と保証金をとを相殺することはできない。
 5. 乙は、この保証金にかかると返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(本物件内の造作等)

第5条

乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。
 ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。
 2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議

苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条

乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1)本物件内の造作、間仕切り、建具等の新增設または模様替え。
- (2)電灯の新増設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新増設、移転、変更等。
- (3)本物件の外面(出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む)での商号、商標、その他の表示。
2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修繕等)

第7条

本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修繕は甲の負担とする。2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修繕は乙の負担とする。

3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、乙の故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。
4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
5. 乙は、本物件および諸造作設備の修繕を自らの負担において実施する場合であっても、その修繕の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条

地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条

乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならないが、また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条

乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1)乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2)乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3)標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4)乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5)1カ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6)本物件を毀損または滅失したとき。
- (7)出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第11条

乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1)大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2)第5条(本物件内の造作等)または第6条(設備・造作等の変更)に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第12条

乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1)本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (2)本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (3)本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (4)反社会的集団(暴力団、過激な集団等)と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること。
- (5)本物件において犬、猫等動物の飼育すること。

(第三者同居の禁止)

第13条

乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させないは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条

甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他、本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条

甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されなるときは、本契約を解除することができる。

- (1)第3条の賃料等の支払義務
- (2)乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務
2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- (1)第1条の使用目的遵守義務
- (2)第11条(承諾が必要な事項)に規定する事項の遵守義務
- (3)第12条(禁止事項)に規定する事項の遵守義務
- (4)第13条(第三者同居の禁止)の遵守義務
- (5)その他本契約書に規定する乙の義務

(契約の終了)

第16条

次の各号に該当するときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1)天災地変、火災その他甲および乙のいすれの責に帰すことのできない事由により本物

件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
②法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の取用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第17条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の2ヵ月前までに甲に書面で予告しなければならぬ。
ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の2ヵ月分相当額を支払い即時解約することができる。
尚、解約月の賃料は日割りしないものとする。

(明け渡し)

第18条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。
2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。
3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本物件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第19条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 乙は、連帯保証人につき無能力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認めらる他の連帯保証人を付すものとする。

(雑則)

第20条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第21条 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および第18条第5項の損害金について、消費税としてこれらの5%相当額を負担するものとする。
また消費税率に変動があった場合は、乙はその変動に伴い消費税相当額を負担するものとする。なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第22条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第23条 下記条項のとおりとする。

第23条

抵当権設定の登記後に設定された賃貸借は、抵当権者に対抗し得ない。
競売手続きが開始する前から入居している賃借人は、明け渡し猶予期間が開始後6ヶ月間与えられる。
電気料金については毎月20日に貸主検針とし、電気代及びエアコン動力費用を翌月分賃料と併せて振り込むものとする。

本契約存続中は、管理会社指定の火災保険の加入・更新を条件とし、費用は賃借人負担とする。

保証金設定が無い為、第4条についての全文抹消

保証金更新は2年毎とし、次回契約更新時の平成28年4月分賃料から賃料・共益費とは別に、セキユリテイナー費用として金3,000円(消費税別除)がかかるものとする。

保証金加入免除に伴い、契約時に平成26年3月分日割り賃料・共益費及び4月分から8月分の賃料・共益費を事前に預かるものとする。借主は平成26年9月以降も当物件の賃借を継続する場合は、平成26年8月末日に9月分の賃料・共益費を貸主の指定口座に振り込み、以降当契約第3条に基づき賃料・共益費を支払うものとする。

平成26年4月1日より消費税が8%になります。(賃料:金30,000×8%=金2,400円・共益費:金5,000円×8%=金400円) 合計賃料:金37,800円 なお今後、消費税の改定があった場合、その税率に順じて支払うものとする。

以上

Ⅲ. 大阪府暴力団排除条例に基づく特約条項

甲と乙は、大阪府暴力団排除条例(平成23年4月1日施行)第19条第3項で規定されている、不動産の譲渡等に関する措置等に係る内容を尊重し、その責務を果たすため以下のとおり合意する。

第1条 乙は、本契約に係る物件(以下「本物件」という)を自己または第三者をして、暴力団の活動拠点である施設または施設の区画された部分(以下「暴力団事務所」という)として使用してはならない。

第2条 甲は、乙が次の各号の一に該当する行為を行った場合には、催告をすることなく本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の義務に違反したとき。
- (2) 乙が、自己または第三者をして、本物件内および共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を提示したとき。
- (3) 乙が、自己または第三者をして、本物件内および共用部分等に反復継続して暴力団員を出入りさせたとき。
- (4) 乙が、自己または第三者をして、本物件内、共用部分等およびその他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

第3条 乙は、前条に基づき本契約が解除されたときは、本契約第18条(明け渡し条項)が適用されることを確認する。

2. 乙は、甲が前条に基づき、本契約の解除権を行使するに際し、造作物等の買取請求、保存に要した費用および有益費の償還請求、その他一切の損害賠償請求をすることができない。

第4条 乙は、甲または媒介業者が行う、本契約に係る物件を自己または第三者をして、暴力団事務所として使用しないことに関する調査に協力し、甲または媒介業者が同調査に必要と判断する資料を提供しなければならぬ。

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成26年3月14日

甲(貸借人)

住所 堺市堺区新町2番4号
氏名 株式会社 小山電気商会
(代表取締役 小山 眞由)

乙(貸借人)

住所 堺市 堺区 〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇 〇〇 〇〇
(印)

連帯保証人

住所 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇 〇〇 〇〇
(印)

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府知事(3)第50227号
事務所所在地 堺市西区鳳町四丁目6-1
商号(名称) 有明会社
代表者氏名 稲井 功吉
宅地建物取引主任者 聖諭番号 (大阪) 〇〇〇〇〇〇
氏名 稲井 功吉

媒介業者

〒570-0078 堺市堺区新町2番4号
馬場建設株式会社
代表取締役 小川 恵
(大印) 〇〇〇〇 〇〇〇〇
宅地建物取引業法第37条第1項第2号(実業用)

◎大阪府暴力団排除条例 抜粋 (平成22年大阪府条例第58号)

誓約書

第五章 不動産の譲渡等に関する措置等

(不動産の譲渡等を行う者の責務)

第十九条 何人も、自己が譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。)をしようとする府の区域内に所在する不動産(以下「不動産」という。)が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないものとする。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めるものとする。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。

二 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができること。

4 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明した場合においては、当該譲渡等をした者は、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すよう努めるものとする。

(不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者の措置等)

第二十条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等に係る契約の当事者の一方又は双方に対し、前条の規定の遵守に關し助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該代理又は媒介に係る不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該不動産の譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

以上

賃貸人 株式会社 小山電気商会 殿

下記不動産(以下「本物件」という)の賃貸借契約を締結するにあたり、大阪府暴力団排除条例(平成23年4月1日施行)(以下「条例」という)第19条に基づき、貸主が借主に對し、本物件を暴力団事務所に使用しないことを確認するため、借主は下記のとおり誓約し、本誓約書2通を作成し、署名押印の上、貸主および代理または媒介業者に各1通ずつ提出する。

記

借主は、条例第19条に基づき、借主または第三者をして、本物件を暴力団事務所として使用しないことを誓約する。

所在地 (住居表示) 堺市堺区新町2番4号

種類 事務所

借主 住所 氏名

堺市 新井 功吉

上記のとおり、代理または媒介業者は、条例第20条に基づき借主に対し本物件を暴力団事務所に使用しないことを確認した。

代理 住所 堺市西区鳳東町5丁456-1 プラザビル2F
または 商号 有限会社 大和エスレート
媒介業者 代表者 新井 功吉

以上

※誓約書は、本書面と条例を一部抜粋した書面の2枚1組です。
両面印刷いただくか、左右に並べて印刷するなどとしてご使用下さい。

平成 26 年 3 月 14 日

年 月 日

賃貸建物 《 小山電ビル 2F-A1 》

増改築等承諾についてお願い

賃貸人 株式会社 小山電気商会 殿

賃貸人 殿

賃借人 住所 堺市 [redacted]

賃借人 住所

氏名

末に 猛 夫

氏名

印

鍵預かり書 (念書)

記

このたび、賃貸建物《 小山電ビル 2F-A1 [redacted] (キート) 》を賃借しましたが、
 「入居使用」にあたり、同建物の鍵 個 (鍵 No. [redacted]) を、本日、確かに受け取りました。
 つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意
 をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持っ
 て貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が鍵前
 一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製品が必要なときは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて複製していただくこととし、
 貴殿に無断で複製致しません。
 以上のとおり鍵受取の証として念書します。

以上

①建物	所在地	
	種類構造	工事箇所
②工事期間	年 月 日から	所要日数延べ 日間
③工事内容	別紙の通り (設計図添付)	

承諾書

上記について、承諾いたします。

(なお、

平成 年 月 日

賃貸人 住所
氏名

印

建物賃料改定の覚書

賃貸人 甲 株式会社小山電気商会 (以下、甲という) と賃借人 乙 淵上猛志 (以下、乙という)、平成 26 年 3 月 14 日付 (建物賃貸借) 契約書 第 3 条 (賃料) に関して以下のとおり、改定することと合意し、ここに覚書を交わした。

第 1 条 (改定の内容)

賃料 金 40,000 円/月

共益費 金 5,000 円/月

と改定する。

第 2 条 (改定の期日)

令和 2 年 7 月 1 日より、第 1 条の賃料に改定する。よって、令和 2 年 6 月末日を期限とする 7 月分賃料支払いから上記金額が適用される。

第 3 条 (原契約との関係)

本覚書は、原契約書と一体をなすものとする。

以上、甲乙丙の間で賃料改定に関して合意した証として、本書を 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ各 1 通を保有する。

令和 2 年 6 月 20 日

賃貸人 (甲) 住所 堺市堺区新町 2 番 4 号
会社名 株式会社 小山電気商会
氏名 代表取締役 小山絃隆



賃借人 (乙) 住所 堺市 [Redacted]
氏名 淵上 猛志



以上

駐車場賃貸借契約書

令和 2年 4月 1日

下記、署名甲乙当事者間において、次のとおり自動車駐車場使用に関する賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する下記表示場所を駐車場として乙に賃貸し、乙はこれを買借する。但し、甲は下記表示、乙使用駐車場区画を甲の都合により、任意に区画変更することができる。

名称 会館前モータープール 所在地堺市堺区新町 14-8 番地他、内 [REDACTED]

第2条 乙は、上記駐車区画を乙の使用する下記車両の駐車以外の目的で使用してはならない。但し、乙は、甲の承諾を得て、下記車両を変更することができる

車種 トヨタ アイリス 車両ナンバー [REDACTED]

第3条 賃貸借の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月末日までとする。但し、本契約期間満了の際、甲乙当事者間に異議がない場合、賃貸借期間を1年間と定め自動更新するものとする。

第4条 賃料は、毎月金18,900円(消費税込み)とし、乙は毎月20日から月末迄に甲、指定口座に送金し支払うものとする。

それに伴う振込み手数料は、乙の負担とする。又、一度でも指定期日を遵守しない場合、甲は乙に対し本契約解除を行うことができる。

第5条 保証金は、金 [REDACTED] とする。但し、本契約初年度満期結了の際、借主乙は、保証金を返還するものとする。

第6条 甲は、本駐車場使用中契約車両の盗難並び、積載物及びその関係者が天災、地震、火災、盗難、紛失、その他の事故等によって損傷又は滅失した場合、一切その責任を負わない。

第7条 乙は、賃借権の譲渡、駐車場の転賃、他人の車を駐車させる等の行為をしてはならない。

第8条 乙は、甲による書面の承諾を得ないで、駐車場の現状を加工、動作等の変更、新たな物件・設備の設置等、一切手を加えてはならない。又、乙使用区画内においても、契約車両以外、如何なる動産物の持ち込みも禁止する。

第9条 乙は、本駐車場内に火薬、酸、その他危険物、又は、臭気、騒音を放つ物及び場内を汚染・汚損する恐れのある物を持ち込んではない。

第10条 乙は、車両の出し入れに際し、空吹き等の迷惑行為を避け、静粛に行動しなければならない。又、乙使用区画内から契約車両を越境させ駐車する等の行為をし、他の契約者、周辺住民に迷惑を与えてはならない。

第11条 乙または、その関係者が故意又は過失により本駐車場及びその付帯設備、他の車両及びその積載物又は、周辺の第三者の建物及びその付帯物並びに所有物に対し、損傷、火災その他の損害を与えた際、乙は実費にてこれを賠償する責任を負う。甲は、一切その責任を負わない。

第12条 乙は、甲から明け渡し請求を受けた際、契約期間満了前であっても、請求後ヶ月以内に、速やかに駐車場を明け渡さなければならない。その際、乙は甲に対し、返車料その他如何なる請求もしてはならない。

第13条 乙は、甲に対し、本契約解約を請求する際、1ヶ月以上前に予告し解約の申請をしなければならない。本契約期間満了前の解約は上記保証金を放棄するものとする。又、解約時の契約終了期日は月単位で行う事とする。

第14条 乙が本契約内容に違反した際、甲は催告その他何等の手続きを要せず、直ちに契約、解除する事ができる。

第15条 本契約が解約、解除その他の事由により終了した際、乙は直ちに、本駐車場内から車両を搬出し明け渡さねばならない。

第16条 乙が第15条の義務を履行しない際、乙は、本契約終了日の翌日から明け渡しが完了する迄、毎月規定の賃料の倍額を損害金として甲に支払わなければならない。又、甲は理由の如何を問わず、乙の車両を搬出する事ができる。乙は、これに要した費用一切を甲に支払うものとする。

第17条 本契約に関する訴訟・調停は本契約所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を2通作成し甲乙署名捺印のうえ、各々1通を保管する。

※ 駐車場代金・保証金振込み先

三菱UFJ銀行 堺東支店 普通 店番 205 口座番号 [REDACTED]

但書 5条削除 隣接飲食店関係者(店主を含む)の車の駐車を硬く禁ずる。

〒590-0079 堺市堺区新町2-4

賃借主(乙)住所

小山電ビル2F-A1

氏名

浅上 猛志

Tel携帯

072-320-0103

賃貸主(甲)住所堺市 [REDACTED]

Tel [REDACTED]